

## 岡山県「特定非営利活動法人法定閲覧書類」電子公開要領

### (目的)

第1条 特定非営利活動促進法（平成10年法第7号。以下「法」という。）では、徹底した情報公開の規定が置かれており、すべての特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に積極的な情報公開が求められている。

岡山県（以下「県」という。）では、法の趣旨を尊重し、NPO法人の情報公開を支援するとともに、県民のNPO法人制度に対する理解と活動参加を促進することを目的としてNPO法人の情報を閲覧する機会を拡充することによる情報入手の利便性の向上を図るため、県が設置しているホームページ「岡山県ボランティア・NPO活動支援センターホームページ」（以下「ゆうあいセンターHP」という。）において、法に基づくNPO法人の情報公開書類（以下、「公開書類」という。）の一部等を公開する。

### (公開書類)

第2条 ゆうあいセンターHP上で公開する書類は、別表1のとおりとする。なお、個人情報保護等の観点から、役員の住所又は居所、及び社員名簿については非公開とする。

2 県民への情報提供の観点から、形式等に不備がある書類でも公開対象とする。なお、修正された書類が提出された場合は、直近の更新時に差し替えを行うものとする。

### (公開基準等)

第3条 第2条で定める書類の公開に際しては、当該NPO法人の同意は不要とし、原則公開とする。

2 NPO法人は、公開書類のうち支障を来す恐れのある項目について非公開を求める場合は、別添様式により岡山県生活環境部県民生活課長に申し出るものとし、県は、その申出内容が次の各号の一に該当すると認める場合に限り、支障となる項目を公開しないものとする。

- (1) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある項目
- (2) 公開することにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる項目

### (公開の方法等)

第4条 公開書類は、所轄庁に提出された後、速やかに電子ファイル化し、ゆうあいセンターHP上に公開する。

2 公開の期間は、法第29条第2項に準じた期間とする。ただし、定款については、永続的に公開する。

3 公開書類の更新は、概ね月1回とし、訂正等によるものであっても、原則として、次の更新時期まで更新は行わないものとする。ただし、NPO法人が解散した場合は、速やかに公開情報を削除するものとする。

### (NPO法人の自己責任)

第5条 公開する書類は、法に基づきNPO法人から提出された公開書類であり、公開書類の内容に関する照会及び公開に関して生じた問題等については、当該NPO法人の責任で解決するものとする。

2 県は、本要領に基づいて公開を行ったことに起因し、又は関連して生じたNPO法人に係る一切の損害等について、賠償責任を負わないものとする。

### (要領の変更等)

第6条 県は、必要に応じて、本要領の変更等ができるものとする。なお、本要領の変更等を行った場合は、ゆうあいセンターHPに掲載する等により周知するものとする。

(事務処理権限の移譲に伴う特記事項)

第7条 本要領に基づくゆうあいセンターHP上での公開は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号）により岡山市が法施行事務の処理を行うこととなった岡山市にのみ事務所を置くNPO法人についても、本要領により公開するものとする。

2 県は、事務処理権限を移譲した岡山市から、前項に該当するNPO法人の第2条に規定する公開書類に係る電子ファイルデータの提供を受け、ゆうあいセンターHP上で公開するものとする。

(その他)

第8条 当要領は、ゆうあいセンターHP上での公開に関してのみ適用されるものであり、従来の文書による閲覧には、何ら影響するものではなく、文書による閲覧では従前どおりすべての法定閲覧書類が公開されるものである。

2 県は、ゆうあいセンターHP上での公開に際し、NPO法人からの申出により非公開とした理由やその他NPO法人の法定事務（事業報告書等の提出等）の履行状況を、必要に応じて情報提供できるものとする。

附 則

この要領は、平成22年2月2日から施行する。ただし、公開書類のゆうあいセンターHP上の公開は、平成22年4月1日からとする。

別表1 公開書類

区 分	文書名	文書の内容	備 考
法定閲覧書類 〔法第29条第2項 で規定された書類〕	定款	法人設立後又は定款変更認証後の最新の定款	
	事業報告書等	事業報告書	※「役員名簿」の 役員の住所又は 居所は非公開。
		財産目録	
		貸借対照表	
		収支計算書	
	役員名簿		